

小田原市教育委員会協議会会議録

- 1 日時 平成18年12月21日(木)午後7時45分～午後8時5分
場所 小田原市役所 議会全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|---------------|------|
| 学校教育部長 | 鈴木紀雄 |
| 生涯学習部長 | 鈴木敏 |
| 生涯学習部次長 | 清水清 |
| 学校教育課長 | 椎野美乃 |
| 学校保健課長 | 椎野繁雄 |
| 学校教育課長補佐 | 剣持清和 |
| 学校教育課長補佐 | 佐宗修二 |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山博之 |

(事務局)

- | | |
|---------|-----|
| 教育政策課主査 | 前島正 |
|---------|-----|

4 議事

(1) 報告事項

- | | |
|----------------------------|---------|
| 市議会12月定例会の概要について | (教育政策課) |
| おだわらっ子の約束(仮称)事業に関する提言書について | (教育政策課) |
| 小田原いじめ問題緊急対策会議の提言について | (学校教育課) |
| 学校給食調理業務委託について | (学校保健課) |

5 議事の概要

(1) 報告事項

市議会 1 2 月定例会の概要について

(教育政策課)

教育政策担当主査...報告事項「市議会 1 2 月定例会の概要について」御報告させていただきます。

それでは、お手元にごございます資料 1 を御覧ください。これは先月の教育委員会定例会において、教育長の事務の臨時代理ということで、報告させていただいておりますが、その内容のとおり市議会に提出され議決されたものでございます。内容については、歳出を中心にご説明いたします。始めに表の一段目の小学校費と 3 段目の中学校費の特殊教育就学奨励費、要保護及び準要保護児童援助費につきましては、当初の見込みより申請者が増えましたので、小学校費におきまして 1 千 1 7 万 7 千円、中学校費として 3 百 6 7 万 6 千円を補正したものでございます。次に 2 段目の中学校費の工事請負費につきましては、城北中学校東面の校舎外壁が剥がれ落ちそうになっておりまして、危険な状態となっており現在はその下を通行止めとして被害等が出ないようにしていますが、その改修工事費として 8 百万円を補正したものでございます。次に 4、5 段目の社会教育費では、青少年の文化・スポーツ振興奨励費につきまして、不足が生じたので 5 0 万円を補正し、また、中央公民館を生涯学習センターとするための開設準備経費として 5 0 万円を補正したものでございます。

次に 1 2 月定例会の一般質問の内容でございますが、資料を一枚めくっていただきたいと思っております。加藤議員からは「学校における警備体制強化について」、「中学校における部活動支援について」、木村議員からは「子どもの教育といじめ問題について」、「社会教育とまちづくりに関して」、鈴木議員からは「教育に関する諸課題について」ということで、ここに記載してあります 4 点について、奥山議員からは「放課後児童クラブについて」、中島議員からは「中学校の部活動について」、檜山議員からは「城郭の整備・復元と市民生活の融合について」、田中議員からは「子ど

もの居場所づくり」について御質問をいただいております。答弁内容につきましては、次ページ以降にございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上を持ちまして、報告事項「市議会12月定例会の概要について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・応答なし)

おだわらっ子の約束(仮称)事業に関する提言書について (教育政策課)

教育政策担当主査...報告事項「おだわらっ子の約束(仮称)事業に関する提言書について」御報告させていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。おだわらっ子の約束(仮称)事業は、近年の子どもの非行や公の場所でのモラル低下など、子ども達が本来身に付けるべき躰・マナー身に付いていないのではないかという問題、平成12年から続いている静かなる教育論議で寄せられているもっとも多かった意見は「家庭教育における躰」、また、今年9月におこなわれました「小中学生の教育に関する市民満足度・重要度調査」においても、重要度が高く不満度が高いものとして「家庭教育における躰」がございました。そのような背景の中、市として子ども達に身に付けてもらいたいことを標語にして、家庭・学校・地域で大人達が同じ標語で子ども達に語りかけることによって、子ども達の心に残していきたい、子ども達にしっかりとした躰・マナーを身に付けてほしいという願いがございまして取り組んでいる事業でございます。平成18年5月20日に保健センターで青少年関係団体や学校関係者の方々に集まっていただきまして「取り戻そう躰教育」と題しまして、パネルディスカッションや講演会を開催し、市民の皆さんと共に子どもの躰について意見交換を行いました。6月・7月の2ヶ月にわたりまして標語として相応しいものとして全市民に公募をいたしまして2500件を超える標語をいただき

ました。そのようなことを踏まえ、おだわらっ子の約束（仮称）を市民の手で作りあげていこうということで、10月から公募の委員2名を含む13名の委員で、自治会総連合の富川会長を委員長として3回にわたり検討していただきました。その結果がこの提言書になります。中を見ていただきたいと思います。1ページ目の「1はじめに」に先ほど述べましたこの事業の考え方がございます。繰り返しになりますが、家庭・地域・学校でも同じことを言いつづけることにより、子ども達の心に残してあげたい、そして大人自身も自らを振り返るきっかけにしてほしい。また、この標語を子ども達が守って幸せになってほしい、そして子ども達が親になった時にその子ども達に伝えていってほしい。小田原の10年後、20年後の明るい未来の礎になることを期待している、また、その上で、ここにありますとおり「しっかりとした躰や生活規範を身につけた子どもは、幸せになれる。」ということを基本的な理念として、事業を実施していってほしい旨の提言をいただいております。2ページ目になりますが、この事業を進める上で3つの目標を掲げています。一つ目として「良いことは良い、悪いことは悪い」と自ら判断し、行動できる力を養うこと。二つ目として、他者とコミュニケーションを図ることができる力を養うこと。三つ目として、社会の一員として、積極的に社会に貢献できる力を養うこと。この3点が実現できるような標語にしようという提言をいただいております。3ページ目からは提言の具体的な内容になってきますが、この事業の名称になりますが、今まで（仮称）という形で「おだわらっ子の約束」という形でできていましたが、この名称のままで良いのではないかと提言をいただいております。4ページ目は策定の経過になっております。5ページ目が完成のイメージになります。「おだわらっ子の約束」ということで、“早寝早起きして朝ご飯を食べます”から“「悪いことは悪い」と言える勇気ももちます”までの10ヶ条になっております。また、この10ヶ条だけでなく大人にも是非振り返るきっかけにしてほしいという意見が策定委員会で強く出されましたので、最後に宣言文的なものとして、“おだわらっ子は、この約束を守って幸せになります。”から“そして、輝く小田原の未来を築きます。”

を付けさせていただいております。続きまして6ページ目、見開きの資料になりましてちょっと複雑なものとなっておりますが、左から3つ目に標語が載っております、その隣の隣に行動目標が載っております。これは各年代層に応じて、この標語ではこれを身に付けてほしい、というものが書かれております。例えば“早寝早起きして朝ご飯を食べます”では、幼児期～小学校低学年のところでは「健康や安全に気をつけ、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。」などが年代層別に記載されております。この行動目標は、実践をしてもらう際の行動目標として想定しております、道徳の指導要領とリンクした形となっております。実際に学校でこの標語を指導してもらう際には、道徳のこの項目になった時にふれてもらえれば良いと考えています。従いまして、特別なカリキュラムなどを用意してもらう必要はないと考えております。ただ、これは道徳の指導要領ですので、先生にはわかっても一般の方々にはわかりにくいと思いますので、更にわかりやすく具体的なものとして家庭や地域に示せるものとして、現在、事務局の方で策定作業を行っております。行政案として提案する場合にはその内容も併記する予定となっております。7ページ目以降で周知活用方法が載っておりますが、特に8・9ページの見開きになりますが、家庭への周知・活用、地域への周知・活用、学校への周知・活用方法など様々な素晴らしい御意見をいただいておりますが、例えば「おだわらっ子の約束」のロゴ・マークを作りまして、学校や教育委員会が発する書類に刷り込み啓発を行うことや図書館で使用するしおりなどに刷り込み目に触れてもらうようにするなどです。また、学校などでは5ページでお示ししました完成イメージの看板を設置して、地域の方々の目に触れてもらうなどです。以上、雑駁ですがこのような提言をいただきました。なお、これからのスケジュールになりますが、この提言書を最大限尊重する形で行政案を策定いたしまして、平成19年1月下旬に予定されています政策会議に提案し承認を得たのち、1月30日予定の教育委員会定例会で正式に決定していただく予定です。また、一般の方々への周知ですが、後日詳細はご通知いたしますが、青少年関係団体の方々等にお集まりいただきま

して2月10日に市役所大会議室で「おだわらっ子の約束」のお披露目式を行う予定です。また、3月1日号「広報おだわら」で特集号を組んでこの事業の周知を行っていきまして、4月1日からこの事業をスタートさせたいと考えております。

以上を持ちまして、報告事項「おだわらっ子の約束（仮称）事業に関する提言書について」の説明を終わらせていただきます。

横田委員...この内容は、まだどこにも発表されていないものなのですか。

教育政策担当主査...はい。記者発表は来月、正式に決定次第行う予定となっております。

横田委員...この策定にあたっては、策定委員会の中で意見が割れたりとかはしなかったのですか。すんなり決まったのでしょうか。

教育政策担当主査...策定委員会では、かなり意見が出て絞り込み作業は大変でした。初めは事務局でキーワードを設定して40ぐらいに絞り込みを行いました。それをもとに策定委員の方々に15に絞っていただいて、更に12までに絞っていただいたのですが、それからが中々絞りきれませんでした。特に大人への対応、「輝く小田原の未来を・・・」の言葉を10ヶ条の中に入れたかったのですが、やはり10ヶ条ということで、最後の宣言文の中に入れる、ということで、10に落ち着いた経緯でございます。

横田委員...どれも大切なものですからね。

青木教育長...子ども達を取り巻く教育課題においても、「今の子どもはルールや規範というものがなっていない。家では何を躰ているのか。家庭の教育力が落ちている。」ということはよく言われている。しかし、家庭教育の躰とは何か、どのように躰をするのか、ということが案外わかっているようで、わかっていない。実際、保護者の方々も何が躰であるか、どのように子ども達に躰をしたら良いかわかっていない場合がある。そのことに対して、躰とは何かということをはっきりとすることが大事であると思います。また、昔から言われていることですが、躰が身に付いている子どもは、生活も安定した幸せな人生を送っているのかと。躰は自然に身に付くというよりは、親が、大人がきちんと子ども達に身に付けさせてあげることが必要ではないかと。そして、その躰の拠りどころになるものが作ることが大切ではないかということから、おだわらっ子の約束の内容

が出てきていると思います。

横 田 委 員...委員の中には、若い人、中学生や高校生も入っているようですが、どのような意見が出されましたか。

教育政策担当主査...多かったのは大人が守っていないという意見でした。

山 田 委 員...具体的にわかりやすく書いてあるので、子ども達にも理解しやすいと思うし、すぐに実行できそうな言葉なので良いと思います。

横 田 委 員...あとは、どのようにこれを使っていくかですね。

(その他質疑・応答なし)

小田原いじめ問題緊急対策会議の提言について

(学校教育課)

学校教育課長...それでは、私から報告事項「小田原いじめ問題緊急対策会議の提言について」につきまして、ご説明申し上げます。

11月21日の教育委員会協議会の時にも報告をさせていただきましたが、「小田原市内からは、いじめによる自殺者を絶対に出さない。」という強い意志の基に、小田原市教育委員会で様々な取り組みを行ってきました。11月16日には緊急の校長会の開催、11月20日には小中学校の教頭先生を対象とした会議の開催、そして11月22日には教育長からの小中学生及び保護者へ向けてのメッセージの送付と、立て続けに対応してまいりましたが、11月27日に小田原市いじめ問題緊急対策会議を立ち上げ、12月6日、12月11日の3回にわたって、いじめについての緊急の課題や早急に取り組むべき方策等について協議を行ってまいりました。このほど、いじめ問題緊急対策会議としての提言がまとめられましたので、その内容を学校・家庭・地域に発信することになりました。お手元の資料3のリーフレットが提言をまとめたものでございます。明日、12月22日に学校をとおして、市内全小中学校の保護者の方々に配布をいたします。地域には回覧版ということで、1月になってしまいますが回覧をしていく予定です。それではリーフレットの中

身について説明をさせていただきますが、表紙では「いじめは、人間として絶対ゆるされないこと」という基本的な視点に立ち、子ども達が、いじめや悩みで苦しんだり、尊い命を落としたりすることがないように、学校・家庭・地域・行政が全力をあげて取り組む、という決意を示しております。なお、この場合の「いじめ」とは文部科学省の定義にこだわることなく、子どもが立場にたって、子どもが悩んでいる時には「いじめ」と捉えて取り組んでいくことになります。その下に学校・家庭・地域・行政への提言として3つづつありまして、その横にありますのが、基本的な態度・姿勢を示したものです。学校へは、教職員は毅然とした態度で。家庭へは、親としての自覚をもって。地域へは、大人が模範を示して。行政へは、リードとサポートを的確に。となっています。その具体策となりますが、リーフレットを開いていただきますと、左側は「いじめや悩みの把握」、右側は「いじめの解決に向けて」、一枚めくっていただきまして「いじめを生まないために」の3つの視点から、学校・家庭・地域・行政が何をしていけば良いかというものを示したものです。例えば「いじめや悩みの把握」のページでは、学校では悩みを話せる良好な人間関係がベースとなりまして、アンケート・教育相談を通して、そして日頃の子どもの様子から見取っていかうことでチェックポイント例を示しています。また、家庭でも親子、家族での会話ということを中心に示しまして、うちの子は関係がないというスタンスを親が持つのではなくて、自分の子どもが通っている学校はどうなのかということで、親ができるだけ関心をもってもらうということでチェックポイント例を示しています。

地域では日頃から子ども達に声かけなどで目を配っていただいて、行政では出来るだけ子ども達の相談の場所として活用をしてもらう、身近な親に言えない場合は電話をとということで連絡先等を示しています。右側にいきまして、「いじめの解決に向けて」では、学校と家庭が重なってしまして中心のところで情報をキャッチし、事実の確認をし、指導・支援を行っていく、ということで両者が連携していくということを表しています。深刻な問題については、この2者だけでは解決が難しいことから

地域の民生委員の方々や行政でも様々な機関がございますので連携をしていくことを示しています。最後に「いじめを生まないために」ということで、ここでも学校と家庭の連携が大切ということで、中央の楕円の部分で具体的な連携の場として学級懇談会・PTAの活動等を記載しました。そして学校でも家庭でも子ども達の心を育てることを大切に、学校では集団としての育ち、それからそのために計画的に行っていくという視点。家庭では躰という視点、そしてそのベースになるのはやはり会話・心の通じ合いになりますので、それを4つにわけております。あわせて行政では積極的に支援をしていこうと、いじめ防止学習プログラムなどを今後作成していく必要があると思います。また、教職員が子どもの声をキャッチし、適切に対応し、いじめを生まない子ども達、そういう集団をつくっていく、一層力をつけていく必要があるということで資質向上を示しています。以上のような内容で、学校・家庭・地域・行政において、このリーフレットをできるだけ内容を日々確認しながら活用していただいて、今後いじめがないようにしていきたいと考えております。

以上をもちまして、報告事項「小田原いじめ問題緊急対策会議の提言について」の説明を終わらせていただきます。

横 田 委 員...短い間にこれだけの内容を作るのは大変だったと思いますが。

学校教育課長...委員の皆様もそうですが、事務局のほうでかなり頑張ったと思います。

山 田 委 員...いじめなんでも相談の相談体制はどうなっているのですか。

学校教育課長...教育研究所におきまして、4名の相談員が交代で対応しております。

桑 原 委 員...他の地域でもこのような取り組みを行っていて、新聞などでも問い合わせの電話番号が記載されたりしていますが、具体的にどのくらい活用されているかわかりますか。

学校教育課長...申し訳ございませが、他地域のデータはないのですが、小田原市のいじめなんでも相談は11月22日に発足しておりまして、約1ヶ月になりますが、相談件数は15件になっています。保護者から10件、子どもから5件になっております。

桑 原 委 員...相談したことで、問題が解決したとか、その結果がどうなっているかは

わかりますか。

学校教育課長...保護者の方で相談したことで、自分の考えを整理していきますとか、中には相談した内容を学校へつないで、そちらからサポートすることで解決に向かっているものもございます。すべてが解決というわけではありませんが、サポートという面では非常に大きな力になっていると思います。

桑原委員...いじめの定義は非常に難しいと思いますが、本人がいじめられたと感じればいじめになってしまう。そのようなことはありますよね。実際はいじめではないのに、本人がいじめられたと感じられればいじめと。

学校教育課長...このリーフレットの最初のページにも記載しておりますが、文部科学省では、自分より弱いものに対して、継続的な攻撃、相手が深刻な苦痛、の3つをいじめの定義としていますが、小田原市ではこの提言書を作っていくに当たっては、この定義にこだわらずに子ども達がいじめられていると感じている、人間関係で悩んでいる、というものも含めまして解決に向けて少しでも力を添えていこうということで提言書が作られています。

横田委員...なかなか難しいですね。うちの患者さんでも朝学校に行こうと思うと気持ち悪くなって学校へ行けない、その原因はクラスの女の子たちに気持ち悪いと言われたということで、そのことについては担任の先生に相談して、その女の子たちからも謝ってもらっている。それでも朝学校に行こうと思うと気持ち悪くなって学校へ行けない、土日は全く平気だし、夜になると元気になってしまう。その女の子たちもいじめようと思って言ったのではないと思うのですが、そういうことで傷ついてしまうことは多いようですね。それと、そのようなことを言われた時にすぐに傷ついてしまい、そんなことを言われても平気だと言える力、そのことに耐える力が落ちている。そのような子ども達が増えていることが大きな問題だと思います。

桑原委員...昔なら兄弟がたくさんいて、人に何か言われることに慣れているのかもしれないませんが、今は大事に大事に育てられていて、周りから見ると何でもないようなことでも、すごく強く感じてしまうということが最近の特

徴だと思います。

青木教育長...教育問題は一面では社会の問題である。これを変えていかなければ根本的な改善はできないという面もありますが、学校の中で起きていることも事実ですから、学校は子ども達の安全・安心を保障しなければならないし、いじめられている子を守っていかなければならない。そのために、小田原市教育委員会として示して、学校は適切に対処していき、いじめを根絶していくことが目的にあります。

桑原委員...今、ちょっと沈静化しているように思えるのですが。一時期は、自殺やいじめなど連日報道されていたと思うのですが。それは各自治体がこのような取り組みを行っていることである程度収まってきていることあるのでしょうか。

青木教育長...あるでしょうね。起きた時にセンセーショナルに報道されたことで連鎖したことも事実ですね。それを受けて各教育委員会が様々な取り組みをしたことが沈静化に繋がっていることはあると思います。

学校教育部長...連鎖的に起きたことは事実だと思います。変な意味でブームになっていたものが落ち着いてきた。また、マスコミのほうもその辺の配慮をしてきたこともあると思います。文部科学省の定義の話がでましたが、正式に小田原市でその定義に基づいて平成17年度に報告をあげていたものは15件程度でした。そのため、もっと広く、いじめのタネになるようなもの、例えば仲間外れや無視など、本人が傷ついているとか、いじめのタネになるものまで含めて、学校で調査したところ4月以降で560件という数があがってきています。これらについては、各学校の先生方がそれぞれで対応し解決していただいている問題なのですが、今までの文部科学省の定義に当てはまらないようなレベルのいじめというものがかなりあったということは言えると思います。それは、先生方が対応していなかったわけではなく、ひとつひとつに取り組んでこられていたわけですが、あらためて子ども達にとって少しでもいじめのタネになるようなものがたくさんあったということで、そのようなところまで手を広げ、把握しながら解決していく必要があるということで、このようなマニュアルにもなるよう提言をいただいたわけです。比較的わかりやすい

つくりになっているので家庭でも活用できるものになっていると思います。

横 田 委 員...最近、学校の先生の対応が良くなったような気がしますね。電話相談でも小田原市外のもの、例えば命の電話やチャイルドラインなどがあるということ子ども達に教えておいてあげれば何かのときに使えるかもしれませんね。

学校教育課長...ここにはこれだけですが、先日教育長からのメッセージを子ども達と保護者の方々に通知をしたときには、別途相談先を載せております。

(その他質疑・応答なし)

学校給食調理業務委託について

(学校保健課)

学校保健課長...それでは、私から報告事項「学校給食調理業務委託について」につきまして、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

学校給食につきましては、学校給食の目標の主旨に添って学校教育の一環として実施されておりまして、学校教育の特別活動に位置付けられております。現在、小田原市の学校給食の実施状況につきましては、小学校25校、中学校12校の全小中学校と幼稚園2園で給食を実施しています。特に中学校の給食につきましては、神奈川県内では19市中5市のみでして、その5市は小田原市、大和市、綾瀬市、三浦市、南足柄市でございます。本市は積極的に学校給食に取り組んでいるところでございます。学校給食調理業務に民間委託を投入しました経緯でございますが、平成8年に小田原市の行政改革大綱の見直しがございます。その中で退職職員の不補充と民間活力の導入の基本方針がうちだされました。その方針に添って学校給食における調理業務の民間委託の検討を開始し、平成13年度に政策決定を行い、平成14年度から導入したものでございます。民間委託の実施状況につきましては、資料の表のとおりでございます。平成14年度は橘共同調理場を民間委託しまして、その

受け持ちは、前羽小学校、下中小学校、橘中学校、前羽幼稚園、下中幼稚園でございます。平成15年度は国府津共同調理場、豊川共同調理場を民間委託しまして、国府津共同調理場の受け持ちは、下曾我小学校、国府津小学校、国府津中学校、豊川共同調理場の受け持ちは、片浦小学校、豊川小学校、城南中学校、片浦中学校でございます。平成16年度は単独調理校でございます千代小学校と富士見小学校を委託したものでございます。平成17年度は大窪小学校を委託したものでございます。そして1年おきまして、平成19年度、来年度につきましては富水小学校と東富水小学校の2校を実施する予定でございます。未実施の共同調理場及び学校につきましてはここに記載してあるとおりでございます。このたび富水小学校及び東富水小学校を民間委託するにあたりましては、添付してございますチラシ「学校給食調理業務の民間委託について」を作成しまして10月下旬のPTA運営委員会において説明をいたしました。その後、学校と調整をしながら全家庭に配布いたしましたが、特に質問や意見はありませんでした。その内容については、主なものとしては民間委託で何が変わるかということですが、栄養士は現在勤務している者が引き続き在籍しメニューを作成しますので給食の内容が変わることはありません。この民間委託の内容は、調理業務と付随する業務、例えば食器の洗浄などになりますが、調理をする人が市の職員及び市で雇用している臨時職員から民間で雇用している職員に変わるということです。また、献立を作ることや安全チェックをすることは委託前と同様に学校栄養士が中心に行います。委託会社に対する指示についても委託会社の責任者を通して行うことができますので従来と変わることはありません。なお、緊急の場合に委託会社のは責任者を通さずに指示することもございます。このようなことを説明いたしまして、ご理解をいただいたところです。さきほども申し上げましたが、ご意見・ご質問はありませんでした。さらに当該小学校に勤務しています栄養士、正規職員、臨時職員にも説明したところです。今後も定年退職者の状況を勘案し順次委託化を進めていきたいと考えております。

以上をもちまして、報告事項「学校給食調理業務委託について」の説明

を終わらせていただきます。

横 田 委 員...経費は削減されるわけですね。その削減された経費、予算は削られることになるのですか。それとも他のところに使うことができるのでしょうか。

学校保健課長...その分につきましては、教育費のほうに充当してほしい旨のお願いはしております。

横 田 委 員...単純に削られてしまうのであれば、もったいないような気がしますが。

学校保健課長...千代小学校と富士見小学校を委託した時には2校で1千万円を超える経費が削減されています。単純な比較ですが、契約金額からそれまでいた方々の給与等の差額が削減される経費になります。規模等によって異なりますが、大きな学校では1校でも年間1千万円の経費が削減されます。このように削減されていますので是非教育費に充当してほしいと思っております。

学校教育部長...所管課の努力において経費の削減が図られたものについては、出来る限り所管課に戻せるように、また、出来るだけその部で使えるように財政課に要求はしているのですが、必ずしもすべてが戻ってくるというわけではありませんので、今後の予算査定の中で折衝等を行っていきたいと考えております。

横 田 委 員...是非、教育関係の費用に使っていただきたいと思います。

他に質問・意見等がないようですので以上で報告事項「学校給食調理業務委託について」を終わらせていただきます。

すべての議題が終了いたしましたので協議会を終了いたします。